

税務上加減算項目

慈善寄付金

Charitable Contribution

寄付金は、次に挙げる政府や適格団体（Qualified Organization）に対して支払われた場合に限り、損金算入が可能となる。

1. 米国、州、ローカル政府あるいはワシントン D.C や属領地政府
2. 宗教（Religious）目的、慈善（Charity）目的、科学（Scientific）目的、文学（Literary）や教育（Educational）目的のために、あるいは全米及び国際アマチュアスポーツ競技を増進する目的、さらに、子供や動物に対する残虐行為（Cruelty）の防止の目的のために、米国内に設立又は組織された法人（Corporation）、信託（Trust）、社会救済基金（Community Chest）、基金（Fund）、財団（Foundation）これらの団体に支払われる寄付金が、その株主や個人に対する利益となつてはいけない。
3. ある特定のメンバーのために運営されている葬式業者（Cemetery Company）で、その事業体は個人や株主のための利益追求目的ではなく、単に、埋葬（Burial）等の目的で組織されたもの
4. 退役軍人団体（Organization of War Veterans）又はその補助的な団体
5. 宗教目的、慈善目的、科学目的、文学や教育目的のために、あるいは全米及び国際アマチュアスポーツ競技を増進する目的、さらに、子供や動物に対する残虐行為の防止の目的のために、米国内に設立又は組織され、友愛（Fraternal Under Lodge system）目的のために運営されている友愛団体（Fraternal Society）または組織

法人の場合、寄付金損金計上は、当年度課税所得の10%までに制限される。よって、仮に支払先が上記の条件に該当したとしても、課税所得が充分無い場合や税務上損失が出ている場合は寄付金の損金計上はできない。ここで言う課税所得は次の4つの項目を除外して考慮する。

1. 慈善寄付金の控除
2. 受取配当金と支払配当金に関する控除
3. 繰越欠損金当年度繰戻し（Net Operating Loss Carry-back to CY）
4. キャピタルロス繰戻し（Capital Loss Carry-back）

課税所得の10%を超えてしまった分や課税所得が税務上損失で計上できなかった分は最高5年を限度として繰越できる。これは慈善寄付金繰越（Charitable Contribution Carryover）として、別の税務上加減算（一時差異）の計上となる。次年度以降に、課税所得がプラスとなった課税年度において、繰越額を相殺（Offset）することができる。

以上を考慮すると、税務上加減算額算定は次のステップで行われる。

1. 適格団体に対する支払いが否かを確認し、不適格団体への支払額を損金不算入（永久差異）とする。
2. 適格団体に対する支払額合計と課税所得の10%を比較し、超過額を損金不算入（一時差異）とする。
3. 前年度からの慈善寄付金繰越額が相殺可能か否かを判断し、可能であれば、損金算入とする。

利子所得・受取利息

Interest Income

法人にとって、銀行の貯蓄口座（Saving Account）や証券会社の債券口座等から生ずる利子所得・受取利息は、通常、課税所得となる。しかし、次に挙げる利子所得は益金不算入の扱いとなるため、税務上の減算項目として WP でその金額を正確に計算する必要がある。

1. 非課税の州及びローカル政府債から生じる利子所得
2. 特定の従業員持株制度（Employee Stock Ownership Plan=ESOP）ローンから生じる利子所得

項目1の州やローカル政府が発行している債券から生ずる利子所得は、一部の例外を除いて課税所得には含まれない。（内国歳入法103条）州やローカル政府には、DC（District of Columbia）と米国の属領地を含む。尚、次に挙げられる債券は例外となる。

1. 適格債（Qualified bond）でない私的活動債（Private activity bond）（内国歳入法141条）
2. 裁定債（Arbitrage bond）（内国歳入法148条）
3. 登録されていない様式での債券（Bond not in the registered form）（内国歳入法149条）